平成２９年（フ）第１６８２号
大阪市東住吉区杭全１丁目11番19号
破産者　オザキデンキこと　尾﨑　孝夫
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２号
兵庫県尼崎市富松町３丁目30番５号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目２番25―603号
破産者　呉山　健輔
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５２号
岩手県二戸市福岡字落久保６番地
破産者　玉川善次郎
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２８４号
盛岡市北飯岡３丁目３番51号　メゾンドシャトン202号
破産者　加藤　俊明
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４２２号
新潟市南区杉菜４番15号
破産者　鈴木　敏昭
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５５号
新潟市西区鳥原2702番地10、開始決定時の住所新潟市東区河渡本町24番６号
破産者　五十嵐　聡
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１３号
新潟県燕市吉田西太田1118番地の１、住民票上の住所新潟県燕市吉田下中野1013番地13
破産者　竹野　哲男
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７０号
新潟市中央区姥ケ山４丁目14番３号
破産者　長谷川信雄
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
富山市晴海台９番１―201号　雇用促進住宅
破産者　萩野　　彰
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２３号
岐阜市清本町９丁目５番地１
破産者　坂部　文男
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８７号
愛知県高浜市向山町６丁目６番地55
破産者　屋根富こと　亀島　富造
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
広島県東広島市西条土与丸１丁目３番33―404号　横山ビル
破産者　禎田　春子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９号
広島県福山市駅家町大字近田282番地５
破産者　相坂　典子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３４１号
北九州市小倉南区中曽根東２丁目５番33―303号
破産者　伊東　善久
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５０４号
北九州市小倉南区石田町６番14号
破産者　白石　峰子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２７号
大分市久原中央２丁目６番33号
破産者　佐藤　隆政
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
宮崎県西都市大字三納11564―４、住民票上の住所宮崎県西都市大字三納11555番地
破産者　清水　夏子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係